第2節 廃棄物の不法投棄等の防止

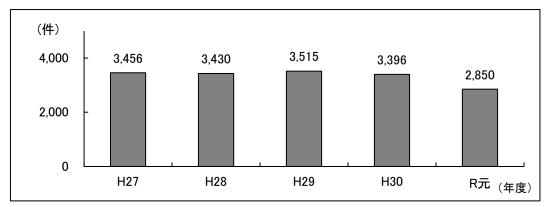
1 現状と課題

(1) 一般廃棄物の不法投棄等の防止

市町村では、「ポイ捨て防止条例」による規制、看板設置等の設備整備、パトロール等の人的体制整備など様々な不法投棄対策を導入していますが、近年の一般廃棄物の不法投棄の発見件数は、横ばいの状況となっており、中でも家庭ごみや空き缶等のポイ捨てが多く、その他には、廃タイヤ、家電4品目などが目立っています。

県政モニターアンケート³⁴によると、ポイ捨てに対して「学校等における幼少期からの環境教育の充実」が効果的だと回答した方の割合は 68.2%で最も多く、次いで「ポイ捨て防止条例の制定など、行政による指導強化」が 53.5%、「海洋プラスチック問題解決の面を強調した、ポイ捨て禁止の広報・啓発」が 45.4%となっており、従来の規制対策に加え、県民の学ぶ機会を提供していくことも必要です。

また、廃棄物の野外焼却は、生活環境に与える影響が軽微なものとして認められる一部の例外を除き、禁止されています。



(令和2年度 資源循環推進課)

図 5-2-1 一般廃棄物の不法投棄件数の推移

対策の内容 導入市町村数
「ポイ捨て防止条例」の制定 48
看板の設置 74
市町村職員による不法投棄防止パトロール 66
不法投棄の監視連絡員等による通報制度の導入 48
防止ネットの設置 27

表 5-2-1 一般廃棄物不法投棄対策

(平成31年4月30日現在 資源循環推進課)

22

監視カメラの設置

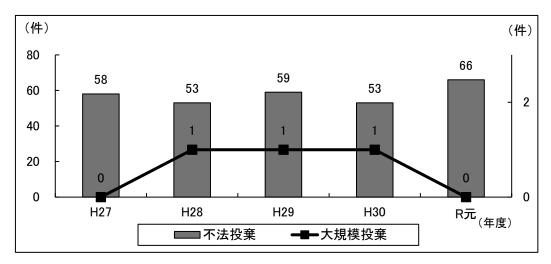
³⁴ 令和元年度第4回県政モニターアンケート調査結果 回答者数948人

(2) 産業廃棄物の不法投棄等の防止

近年の産業廃棄物の不法投棄件数は、横ばいの状況となっており、不法投棄で多いのは建設系廃棄物となっています。

建設系廃棄物の不法投棄を防ぐためには、建設工事の発注者、元請事業者、下請事業者のそれぞれが、建設系廃棄物の適正処理についての知識を深めるとともに、 優良な廃棄物処理業者と契約を結ぶ必要があります。

また、不法投棄の防止対策としては、各種パトロールのような直接的な監視活動を行うとともに、24 時間体制の通報制度、啓発活動などを通じ、県民と一体となった監視活動を総合的に進めています。



(令和2年度 資源循環推進課)

図 5-2-2 産業廃棄物の不法投棄件数と大規模投棄(10t 以上)件数の推移

2 施策の展開

現状と課題を踏まえ、県では以下の取組を進めます。

(1) 一般廃棄物の不法投棄等の防止

- ・不法投棄は重大な犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化します。また、不法投棄の防止に係る先進事例や効果のある事例について、 市町村への情報提供に努めます。
- ・市町村は、一般廃棄物の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置付け、広報誌や ごみの分別カレンダー等により、住民に周知するよう努めます。

(2) 産業廃棄物の不法投棄等の防止

- ・不法投棄監視連絡員によるパトロール・夜間監視・ドローンによる上空からの 監視を実施するとともに、近隣都県と協力した産業廃棄物収集運搬車両点検を 実施します。
- ・不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法

投棄に関係する情報を効率よく収集する体制作りに努めます。

・不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を 強化するとともに、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、 不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うととも に、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じ て支障の除去等の措置を講じます。

不法投棄を見つけたら、 (ごみを みはろう) 不法投棄ホットライン 0120-530-386(24時間受け付けます!)

不法投棄の



不法投棄が発生すると、深刻な環境破壊がもたらされます。

不法投棄の発見件数の割合は一般廃棄物(主に家庭からの廃棄物)が約98%を占め、悪質な産業廃棄物の不法投棄も後を絶ちません。廃棄物を排出する際は、必ずルールを守りましょう。

県では、県民の皆様からご協力をいただきながら、不法投棄の撲滅を目指します。

(3) クリーン信州 for ザ・ブルー等環境美化活動

- ・ごみのポイ捨て・不法投棄は犯罪行為であることはもとより、海洋プラスチックごみの原因であることを踏まえ、県で実施する河川清掃活動である「クリーン信州 for ザ・ブルー」や地域の環境美化活動でのごみ拾い等を通じて、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策を呼び掛けます。
- ・海洋プラスチックごみの約7割が陸域から流れ出ているというデータもある ことから、沿岸下流域と連携した美化活動を実施することにより、海なし県で ある当県からも海洋プラスチックごみ対策を展開します。

*コラム | 海洋ごみ問題とは?

プラスチックがごみとして海に流れ出たものを「海洋プラスチックごみ」と言い、プ ラスチックは腐らない安定な物質なので、これを生き物が食べ物と間違えて食べてしま ったり、5mm以下の粉々に砕けた「マイクロプラスチック」による生態系への影響が懸 念されており、この海洋プラスチックごみは 2050 年には魚の重量よりも多くなるとい われています。





写真:環境省 平成29年度漂着ごみ対策総合検討業務

内陸で発生したごみは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着します。

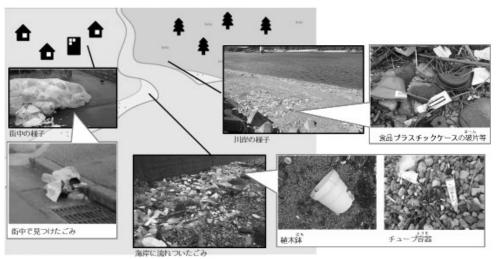


写真:環境省 平成29年度漂着ごみ対策総合検討業務

長野県内においても、道路などでポイ捨てされたごみが風で飛ばされたり、雨で流さ れたりして多くのごみが川へ流入しています。





(左:長野県内に流れる川を清掃したときに見つかったごみ) (右:河川一斉清掃「クリーン信州 for ザ・ブルー」において、約1時間の作業で回収されたごみ)

*コラム | ごみ無し地蔵

平成15年に不法投棄防止の一環として長和町の環境美 化団体が木彫りのごみ無し地蔵を設置したところ、設置 場所周辺の不法投棄の減少が見られました。

そこで、長和町が環境美化活動の一環として町内の複 数の不法投棄多発場所に設置したところ、その地域での 関心も高まり、お地蔵さん周辺の定期的な環境美化活動 も行われるようになりました。平成25年以降、上田管内 全市町村に活動が広がり、現在では、上田地域に23体、 長野地域に3体設置され、不法投棄防止に役立っていま

